

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 第4回会議
開催日時	平成14年7月24日(水) 午前10時00分から11時40分まで
開催場所	田無庁舎5階 501会議室
出席者	箱崎委員長 竹之内副委員長 小林委員 筑井委員 長澤委員 松山委員 倉本委員 (高梨委員欠席) 事務局：尾崎企画課長 池澤主幹 神野主幹 小林主査 飯島主査 伊佐美主査 河合主任
議題等	1 西東京市総合計画について 2 その他
会議資料	西東京市総合計画策定事務スケジュール..... 資料1 西東京市総合計画策定にあたっての基本方針について..... 資料2 7月1日広報「西東京」..... 資料3 新市建設計画(実施計画)..... 資料4 4月15日広報「西東京」..... 資料5 各種負担金・補助金の内訳 資料6
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録(内容、別紙会議録の通り)

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成14年度 第4回会議録

委員長：おはようございます。第4回の行財政改革推進委員会を開きます。本日、高梨委員が欠席となっております。今日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：おはようございます。本日の議題ですが、議題1として「西東京市総合計画について」ということで、現在計画を策定中ですが、これについて企画課の総合計画を担当しています池澤主幹から説明をさせていただきたいと思います。その次に、「その他」といたしまして、補助金の見直しの取り組みについて、若干の説明をさせていただきたいと思います。これは現在、課長で構成します推進部会、まだ始まったばかりでございますが、補助金の見直しについて説明させていただきたいと思います。また、これも「その他」でございますが、委員会の次回の日程について、説明させていただきたいと思います。本日、恐縮ですが、企画部長がやむを得ない事情で欠席させていただいておりますので、あらかじめ委員様方にはご了承いただきたいと思います。本日の資料ですが、資料1から6までありますので、ご確認下さい。事務局からは以上でございます。

(資料確認)

委員長：本日、企画部長が欠席ですがご了承願います。それでは、最初の議題「西東京市総合計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料1～5「西東京市総合計画について」を説明)

委員長：ありがとうございました。説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。合併前の状況と比べて、一番変わったことは何ですか。例えば、公園の整備はそうだと思いますが、当初の頃は考えられなかったが、合併によって実現したというものはありますか。

事務局：新市建設計画というのは、先ほどお話ししましたように、ハード中心ということですが、それに付随した考え方というものが、福祉のまちづくりとか、ソフト的な部分が入ってくるということで、新しいまちづくりができることによって、よりソフト的な部分を取り入れられるようなまちづくりが、新市建設計画が実現されることによって、まちが変わってきているということがございます。それと、

人的な面で言いますと、各種相談機能を充実させておりまして、例えば、先ほどご紹介させていただいた権利擁護センターに、専門職を配置するとか、基幹型の在宅介護支援センターを、当初、新市建設計画では委託形式で考えておりましたが、それを直営で実施するという、いわゆる専門職を配置するという、また、女性相談につきましては、市民会館の2階の一部を改修した女性相談窓口の開設とか、教育相談につきましては、より充実させていこうということで、現在、各部署の相談窓口とネットワーク構想を考えておりまして、市民の方がどこの窓口に来ても、それぞれ相談機能をネットワークでできるような形も考えております。合併して、当初、新市建設計画の中では想定しなかったような余力と申しますが、そういったことに伴いました相談機能の充実、住民サービスの向上といったものが図られていくのではないかと思います。

委員長：市の内部から18本の提案があったということですが、これは課で提案するのですか。個人でも提案しているのですか。

事務局：ご提案いただいた中には、個人の方が大半でしたが、2人くらいで研究したテーマを出していただいたものもございました。内容から見ますと、18本の内容で、傾向からすると、緑というのが非常に多いという感じを受けています。緑を保全していこう、今ある緑を後世に残していこうという考え方が多いような感じを受けました。全体的な傾向としては、人とのふれあい、縦割りの考えではなくて、例えば、子どもと高齢者がふれあえるとか、そういった取り組みをこれからしていく必要があるのではないかと、例えば、地域を単位とした高齢者と子どもたちのふれあいの場とか、そういった取り組みを重視していくべきではないかといったソフト的な面が非常に多いように感じます。これについては、全庁的に提案事業の募集をかけましたので、今全庁的に投票形式で、どれが一番総合計画のプロジェクト案としてふさわしいかという投票をやっておりまして、締切が7月末ということですので、それを踏まえて、事業の内容について検証していきたいと思えます。

委員長：近隣市、例えば、武蔵野市、三鷹市、小平市では、総合計画を作っていますか。

事務局：総合計画は、どこの市でも作っています。一般的には、10年くらいの計画で作られて、第1期、第2期等、10年スパンで作られています。新市建設計画がありますので、新市建設計画の平成22年度までは作らなくても良いのかと総務省に問い合わせをしましたが、やはり、新市建設計画は合併特例法に基づくものですから、新しい市になったら、地方自治法に基づく基本構想は作らなくてはいけ

ませんという回答をいただきましたので、現在、策定しているところです。

委員長：他に何かありませんか。新市建設計画というのは、わたしたちも以前に説明を聞いていましたが、審議会を作って発展性があるのかと思ったのですが、答申は実に簡単なものですね。

事務局：そうです。平成16年度から25年度までの計画を作るのですが、平成22年度までは新市建設計画がありますので、ずれるのは3年だけです。したがって、かなり新市建設計画をベースに取り込んでいることを、他の事業がなかなか入り込む余地が少ないと思います。ただ、そこにはソフト的な面が非常に欠けている部分があるという委員の方のご指摘がありますので、ソフト的な部分を取り入れる形で、より発展的なものを作っていければと考えております。

委員長：保谷駅の北口やひばりヶ丘とか、かなり区画整理等、意欲的な構想を盛り込んでいますが、財政的にはできるのですか。

事務局：まず、保谷駅につきましては、北側を街路事業で、南側を再開発事業でと考えています。街路事業につきましては、もう今年度、駅前広場整備から入りまして、用地取得につきましては、ほぼ8割は終わっておりますので、残りわずかで、もう間違いなく実現できます。再開発につきましては、今年度を実施設計に入っておりますので、早ければ来年度くらいには、特別会計というものを作りまして、その中で資金管理をしていくという考えでおります。特別会計になりますと、企業会計的な考えになりますから、独立採算で、いわゆる保留床を処分して、そこで一括償還していくということですから、特に市で床を買わない限り、市からの負担は出ないという形になります。ひばりヶ丘につきましては、南口の又六、これについては、都市整備公団の用地ですので、あくまでも、そこを実施するにあたっては、都市整備公団が主体になって事業展開していきますので、そこで、市がその床を買うということになれば、資金が投下されますが、市が現在持っている800㎡ぐらいのあそこの土地の交換だけで良いということであれば、資金的なものも比較的少なくて済むということです。

委員長：何かご質問ありますか。

副委員長：一つだけよろしいでしょうか。直接関わりがないかもしれませんが、新市建設計画が初めにできて、重点施策ができて、2年くらいになりますか。

事務局：1年半ほどになります。

副委員長：そうすると、大きく転換していない以上は、市民は皆さん知っていると思いますが、どうして、その都度インパクトのある報告とか公開をしないのかという気がするのですが。例えば、今の広報でもこの程度の文章で終わってしまうのか。例えば、公園であれば、公園はすぐにできないですから、ラフスケッチでは誤解される危険性もあると思いますが、市民としては、最初に写真等を見せてもらっているにせよ、段々と意識が薄れていきまして、忘れてしまうことはないと思いますが、イメージが下火になっていくと思います。ビジュアル的に、もっと訴えるかけるものがあったら良いような気がします。例えば、今回、公園特集なら公園特集とやっていくと、市は忘れないで一生懸命やっているのだとアピールできると思います。特にソフトに関心が高まっていると言っておりましたが、ソフトというのは、実は目に見えてこない部分でして、例えば、合併して公園ができたとか、道路が広くなったとか、歩道ができたとか、はなバスが走るようになったとか、確かに福祉政策が向上したとどこかで感じるとは思います。ハード面について、積極的に主張していくということが大事だと思います。やっているということ、ある程度アピールしていかないといけないと思います。市役所が市民のために一生懸命やるのが当たり前ですが、そういったPRをしたらどうかと思います。

事務局：今、お話が出た市民へのPRについては、例えば、新市建設計画事業を2年続けて90億円台の事業をやっていたとしても、市民の方からすると、これが新市建設計画事業なのかどうかということは、なかなか区別がつかないと思います。そういう意味で、総合計画の審議会の委員の方からも、やはり新市建設計画をやっているという形のPRをする、例えば、合併記念公園であれば、これが新市建設計画の事業で、将来公園ができますという看板を立てる等のPRを考えるべきではないかというご意見もいただいております。それも必要であると考えております。それと、ハード面ということで、確かに目に見えた事業ということもあります。あとは財源的な問題で、それを実施するにあたっては、新市建設計画の中で、かなり財源を使っておりますので、その財源を別の事業に振り替えていくという手続を、今後やっていかないと、ハード的な事業をどれだけ組み立てられるかにかかってくるかと思っておりますので、総合計画を作る中で、新市建設計画との整合性をみながら考えていきたいと思っております。

副委員長：先ほど、緑について言っていましたけれども、例えば、緑というキーワードが、市民に紹介する時に、緑ですと紹介してもイメージが湧かないと思います。例え

ば、木を増やしますとか、緑を保存しますでは、何かインパクトが弱いです。やはり、何かイメージ図みたいなのがないと。例えば、保谷駅北口であれば、こんな感じになるという建設のイメージがあると大きく変わるという感じがすると思います。

委員長：大体で結構ですが、市の広報の年間予算はいくらですか。スタッフは何人くらいでやっているのですか。

事務局：いわゆる広報広聴、聴く方もございますし、ホームページの運用管理と市内のお知らせ掲示板も相当数ありますので、実質的に携わっている職員としては、1.5人分相当だと思います。

委員長：それは、かなり忙しいかもしれないです。本当は、外部に任せの方が、ある意味ではマニアックでおもしろいものを作ると思います。保谷駅前の区画整理についても、今までに説明を受けていますが、通り一遍ですし、例えば、道路がどの程度できるのか、いつ変わるのかというのが、ミニコミ誌が書くように、その問題だけ取り上げて書いてもらえると分かりやすいと思います。皆さんの常識が、市民には全然分かっていないので、そういうマニアックなものにしたらどうかと思いますが、1.5人の職員では無理だと思います。

副委員長：専門の人が作るとデフォルメするので、ある時には嘘が入りますが、その嘘に目をつぶらないと、なかなかイメージも伝わらないかもしれません。イメージが分かるように伝えていくようにした方が良いのではと思います。

委員長：市報も、興味深いものを1面に持ってきた方が良いと思います。

事務局：答申に基づきまして、大綱項目で嘱託の専門編集員を導入という視点で、来年度、スタッフを充実させる考えでいます。

委員長：外部に頼んだ方が良いのでは。

副委員長：プロは、市民がどの情報を必要とし、どの情報が不要なのかをマーケットリサーチかけますので、こちらが心配するような問題は起きないと思います。

委員長：2年で良ければ、また2年更新するというように、何年かで期間を切って契約すれば良いと思います。

倉本委員：一般の市民には、両市が合併したことによって、合併特例債というものがあるということが伝わっていないと思います。平成13年度から18年度までにこれだけの事業に使う予定で、19年度以降22年度までは、こういうプランがあるということを普通の市民に伝わるようにして欲しいです。合併したことによって、これだけのメリットがあるということが伝わる工夫が必要だと思います。

副委員長：市町村合併というものがどういう手続きなのか、市民には分かり易く説明すべきだと思います。市民レベルでは、活字で教わっても分からないかもしれません。合併する前に正しい知識を教授すべきですが、合併した後も構わないと思います。合併特例債というのは、あくまでも借金ですから、あまり専門的に説明されても分からないと思いますので、それを返さなくてもよいという程度を伝えるだけでも良いと思います。専門の方は、ラフな表現をするのは恐いですが、そうすることも必要かもしれないと思います。

委員長：他にご質問等はよろしいですか。どうもありがとうございました。では、次の議題についてお願いします。

事務局：(資料6 議題「その他」として「補助金の見直しについて」を説明)

委員長：この資料は、興味深い内容です。

松山委員：資料の確認をしたいのですが、これら75億円は一般会計のみですか。このうちの22億円が審査の対象ということですね。負担金と書いてあるものは、対象外ということですね。

事務局：はい、一般会計だけです。負担金は対象外です。

松山委員：前回いただいた資料を読ませていただいて、質問があるのですが、よろしいですか。今回の補助金の審査では、補助金の対象になっている事業のよし悪しの審査しかやっていないようにしか取れないのですが、今こういう財政状況の厳しい時ですから、本当に必要なのは、その補助金が有効かどうかだと思います。残念ながら、その審査が弱いのではないかという気がしてならないのですが。

事務局：ピックアップした補助事業についてですか。それ以外についてということですか。

松山委員：ピックアップした対象になったものについてです。審査で6項目をあげています

が、これも、事業が良いか悪いかの審査にとどまっているような気がしてならないのですが。繰り返しますが、補助の対象になるに値する事業か否かの審査は、補助の当然の前提で、今さらという感じがします。今はその補助金が本当に有効なのかどうか、いくら対象となる事業が良い事業でも、補助金を出しても効果がなければ、こういうご時世ですから、止めるのが必要ではないかというのがわたしの考えなのです。そのへんはいかがでしょうか。

事務局：今、事業課の方に審査を依頼しまして、概ね審査が終わって、課長職を中心とする庁内の審査部会で、個別に行っている1件審査の中において、ベースとしていますのは、国の方でやっておりました補助金の見直しの指針として答申として出されたものがございまして、そういった項目、あるいは、それ以外にも西東京市としての課題であるとか、今回、庁内で各所管課との審査の基準とはもう一つ目線を変えたものを踏まえながら動いています。すぐに削減とか廃止というのが難しいのは当然でございます。ただ、ここで長期に、何年かにわたって各所管課が、各団体と事業に対してもう一度目線を変えて、ある一定程度でカットしていつて何年後に廃止するとか、そういうものがこれから作業をするうちに出てくると思っています。ただ、審査数が多いのではっきり申し上げられないのですが、所管課が審査した視点とは違った視点で取り組んでいます。

松山委員：難しいとは思いますが、その視点は必要だと思います。

副委員長：松山委員のご意見はごもっともで、現実問題として、補助金をカットするのは、すごく難しいと思います。むしろ、補助金というものは、どんどん増えていくものであって、減らすというのは、よほど理由がないと、場合によっては、明確なスタンダードでやらないと、公平原則違反だと言われる危険性が出てくると思っています。何でここはもらえて、何でこちらは減らされるのだということも起こり得ると思います。減らすのは本当に難しいので、減らす基準というのは、クリアな基準を作らないといけないと思います。そうなってくると、今言ったように、効果とか、そういったものをどう評価するかが大変な作業だと思います。

松山委員：大変だと思いますが、それは避けて通れないと思います。

副委員長：うまくいって現状維持ではないですか。

事務局：いろいろご意見がおありだと思いますが、補助金の推進部会、課長職中心にして、2回ほど1件審査を始めたばかりですので、一定程度の報告が出せれば、本委員

会にお示しできるのですが、概ねあと2回ないし3回ほど、8月上旬頃におそらく方向性としてまとまるだろうと思います。8月中に部長職を中心としました補助金の審査本部という部会を2回ないし3回ほど開催して、庁内としては、課長部会の推進部会、上部団体の部長職で構成します補助金適正化推進本部の検討を経たうえで、最終的に取りまとめ、その後に、こちらの委員会の方に集約した形でお示ししたいと思います。想定でいきますと、8月中に本部までの検討を経て、庁内審査が終了するのは、8月下旬ないし9月上旬ぐらいになってしまうだろうと考えております。その後、9月が議会月でもありますので、今の段階で、いつ最終的に委員会にお示しできるかは確約できませんが、概ね9月下旬頃になるのかと想定しております。その時には、完成した形でご意見をいただく予定であります。

副委員長：その方針の中に、補助金評価について、第三者機関はないのですか。補助金審査を誰がやるのかということで、第三者中立のメンバーがやるという構想があるのかということと、不服申立に関する手続きは想定しているのかと、仮に庁内で審査をしたとしても不服が出た場合に、おそらく第三者機関で裁かないといけないと思われるので、そういったことも想定していただいた方が良くと思います。

事務局：整理しなければいけないと思いますが、全く新しい第三者機関を置いて、そこに審査機能を持たせることは、現在はまだ想定しておりません。それに関わりが出てくる場所ですが、第三者的な意見をいただくということでは、行革委員会に行政内部の審査結果を取りまとめた形で意見をいただくということで想定しております。

副委員長：不服が出てきたら、どこかで対応しなければならないと思いますが。

事務局：難しい議論があるかと思いますが、補助金の査定が、ある補助団体に対して不利益を与えるとしても、補助金を受けることが権利として保護されるべき、法律上の守られるべき権利なのかどうかも議論のあるところだと思います。第三者の独立の審査機関を設けた時に、そこにどういう権限を付与するかとなりますが、現在はそこまでは想定していないということで、ご理解をいただければと思います。補足させていただきますと、我孫子市で第三者的な機関を設けて、1件審査をやっていたのですが、いわゆる法律上でいう不服申立という制度は、作っていません。

副委員長：不服申立制度がなくても、不利益処分として考えれば、最悪の場合には行政手続

法があると思いますし、場合によっては、不服審査法というものもあります。

委員長：確かに、機関を作っても解決できないかもしれないです。

副委員長：公平性を保つというところが、どこかにないと困りますが。

委員長：公平性は、この委員会で求められています。

事務局：当然、この委員会で1事業ごとの審査をすることは不可能だと思います。わたしどもは、各課長の部会の部分は、1件審査をしておりますが、体系化していった項目の立て方とか、あるいは、持っていく方向性とかをまとめていって、その中身がどういった傾向があるのかといった検証をこちらでしまして、あるいは、これから先、1回見直しをしておりますから、何年か後にサンセット方式で見直しをするということで、行革推進委員会の皆様のそういったご意見を盛り込んだ報告書を作って、最終意思決定は行財政改革推進本部でもらうことを考えています。

委員長：具体的に、個々の内容に立ち入るのは難しいと思います。継続的な姿勢を示す以外にはないと思います。

松山委員：今、われわれに意見を求められるということですが、非常に難しいなと思っております。1件1件を見ても、われわれは分からないし、何が分かるかということ、きちんと補助金の有効性が審査できるシステムで運用されているかどうかということまでです。

小林委員：現状の補助金について、その申請からどう交付され、どう使われるのかという流れを教えてください。

事務局：通常、団体が、予算化されている補助事業については、交付と受ける個人または団体が事業計画を添付して、交付申請をします。市はその内容を検証して、内容が合致していれば、それに対して許可をする。最後に、事業が終われば、その決算書を出していただいて、交付額を決定するというものです。額の決定は年度末が多いですが、通常は、要綱で事業に対して流れを制度化しているところが多いです。

小林委員：逆に言えば、書類さえきちんとしていけば、交付されるということですか。

事務局：そうです。

小林委員：例えば、市の職員が交付先にその事業の運営等を見に行くということはないのですか。

事務局：各団体の年間を通しての運営を見ていると、大きな事業、例えば市民まつりですか、物が完成するような事業は見に行きますが、それ以外は少ないと思います。一応、調査権はありますので、書類上で疑義があれば、必要なものを出してもらうとか、本当に疑わしいものは、実地で調査するということもあり得ると思います。今はそのへんを口頭でしか説明できませんが、「補助金等交付規則」という内部規程がございますので、後日資料という形で送りたいと思います。

委員長：今年中にできるかどうか分かりませんが、補助金をもらっている団体の代表者名、事業、補助金額、いつからもらっているかを、誰が見てもホームページで分かるようにしておけば、かなり変えられるものがあると思いますが。

事務局：14年度の公表につきましては、13年度の決算ベースで概要しか報告できないですが、14年度決算、来年度の7月あたりには、委員長のおっしゃっていたイメージで、各団体ごとの、ある程度詳細なフォームを用意しまして、それに基づいて公表するという予定であります。

委員長：ホームページですか。

事務局：ホームページ上では概要しか公表できないと思います。

委員長：ホームページで詳しくはできないですか。

事務局：実は、わたしどもが庁内で作っている紙1枚程度のものでしたら、委員長のおっしゃったように、団体名、金額等でとどまっていますが、そこに裏付け資料である概要や事業計画、決算の分かるデータを付けようと思っています。

委員長：それを全部ホームページに載せたらどうですか。

副委員長：ホームページで、そこまではいらないと思いますが。団体名、事業内容、補助金額等だけでよいと思いますが。市民もそれを見れば、大体分かると思います。

委員長：一般の人が見られれば、公平性は保てると思います。

副委員長：ホームページを見て、これだけ格差があるのか等の意識が芽生えるということが、補助金に対して敏感になることだと思います。

倉本委員：7月15日の市報に、ホームページではなく、閲覧コーナーで台帳が見られるということは載っていました。

委員長：特別に関心の高い人がホームページで見て、何か問題にならなければ、行政は妥当性があると考えてよろしいのではないのでしょうか。他にご意見はありますか。

長澤委員：やはり、情報公開した方が良いと思います。情報公開することによって、交付を受けている側の意識も変わると思います。

筑井委員：負担金の見直しは、補助金同様に行うのですか。

事務局：今、審査をしている庁内部会とは別に、補助制度そのものを検討している課長職の部会がありまして、実は今週末に今回の取り組みの進捗状況を報告する予定ですが、負担金については、数が多くて手をつけていない状態でしたので、秋までに各所管に意見を聞いてみたいと考えており、こういった形で照会をかけるかを部会で検討する予定です。一つの視点として、負担金というのは、義務的なものと任意的なものがあります。合併前に、旧田無市や保谷市のいずれかで負担金を出していたもので、合併したことで継続しているもの、あるいは止めたものがあると思います。負担金が無効なものかどうかの視点を踏まえて、庁内に負担金が真に必要とされているかを検証させてみて、それを平成15年度予算編成の基礎データとして作って、見直しをしようと思っています。

筑井委員：この資料を見ますと、金額は少ないですが、西東京市独自でなくて、広域行政圏等の負担金も出ているようです。

松山委員：素人考えですが、今まで2市で負担していたが、合併したら1市分になるという負担金もあると思いますが、そのへんはきちんと見えていますか。

事務局：通常の負担金は、2市が1市になれば1市分になりますが、一部事務組合のように構成市が少ない場合は、6市が5市になってしまう等、それによって他市にかなりしわ寄せがいつてしまうことがある時は、当面5年間は2市分を出して欲し

いということもあります。

松山委員：審査で、「効果性」以下の6項目を、今のところ単純に同じウエイトで評価するということでしたが、今のニーズに基づいて、ウエイト付けされたらどうですか。「公益性」は当たり前ですから、「効果性」とか「実効性」のウエイトを上げるとか、何かそういった運用を考えていただきたいと思います。

委員長：他にご意見はございませんか。なければ、以上をもちまして、第4回行革委員会を閉会します。ご苦労様でした。